

「京都大原里づくりプラン」の取組について (大原自治連合会へのヒアリング結果)

1 これまでの活動の概要

(1) 活動のきっかけ

- ・ 耕作放棄地が 17%に上り、農業が衰退すれば大原がダメになるという危機感から、平成 13 年に「NPO 法人京都大原里づくり協会」(以下、里づくり協会)を設立。
- ・ 平成 15 年度に自治連合会、里づくり協会の連名で「大原里づくりプラン」を策定。

(2) これまでの取組 (平成 16 年～平成 24 年)

地域インフラ	…下水道建設や簡易水道の再整備事業 (現在も継続中)
農 業 振 興	…土地改良事業、「里の駅大原」整備事業 (住民が出資した会社が運営)
教育・子育て	…コミュニティスクール型小中一貫教育校「京都大原学院」の開設、 小規模保育施設や学童保育所を開設
景 観 ・ 観 光	… <u>バスターミナル・観光駐車場周辺の景観整備事業</u> 、 <u>観光ルートの道路景観の整備事業</u>
安 心 ・ 安 全	…警察署駐在所の移転事業

2 地域の課題

(1) 人口減少・空家

- ・ 将来人口推計では、大原地区は今後人口が大きく減少する見通し。同時に空き家も散在してきている。
- ・ 一方で、大原の教育や農業を魅力に感じ、転入を考えている方がいるが、大原に家を建てられず、流入を逃している。

(2) 景観保全

- ・ 今後も守るべきものは積極的に守りたいが、大原全体が一律の規制では無理がある。
- ・ 大原地区は大きく 3 つのエリアがあり、中部エリアは三千院を中心として保全系区域、北部・南部エリアは規制の見直しによる活性化を考えたい。
- ・ 農業や観光関連の産業を活性化させるため、めりはりも必要。
- ・ 国道脇の建設資材置き場が、景観阻害の要因となっている。

(3) 産業 (農業・観光)

- ・ 地域の発展のためには、農業関連・観光関連の産業の創出を図る必要が、市街地調整区域の規制が壁となっている。

(4) 森林保全

- ・ 周辺の山林は民有地が多く、十分管理されていない。里づくり協会でも森を守る活動をしており、国の事業も活用しながら、植樹体験など啓発活動等を行っている。

3 今後の景観保全に関する方針など

- ・ 今後は、人が住める，人が入ってこられる，そして大切な場所の景観は守られるという仕組みが必要。市街化調整区域の規制の中でさらに景観規制を強めると，住民の生活が成り立たなくなる。住民が生活しながら景観を守ることができる方策は何か，を考えていかなければならない。
- ・ 市条例による「地域景観づくり協議会制度」の活用を検討中。住民が主体的にまちづくりの活動を行っていれば，外から景観を阻害する計画が来ても話し合いができる。